

6. 環境騒音の状況

1 目的

騒音規制法第3条の規定に基づき指定された地域における環境騒音の状況に関して、環境基準の達成状況を把握するため、同法第21条の2の規定に基づき、測定を実施しました。

2 測定期間 : 平成24年6月～7月

3 測定地点（表-1参照）

道路に面する地域以外の一般地域（騒音に係る環境基準の類型指定地域内）の騒音レベルを代表すると思われる市内10地点で測定しました。

4 測定結果の概要

測定結果は表-1に示すとおりで、すべての地点で昼夜間ともに環境基準を達成しました。

表-1 測定地点及び結果

(単位: デシベル)

No.	測定地点	類型	用途地域	測定結果		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	中央台鹿島一丁目地内 (走熊公園)	A	第一種低層住居専用地域	48	41	55	45
2	平下平窪字味噌農地内 (下平窪第一公園)	A	第一種中高層住居専用地域	54	45		
3	郷ヶ丘三丁目地内 (郷ヶ丘三丁目第三公園)	A	第一種低層住居専用地域	43	42		
4	小名浜玉川町東地内 (玉川東公園)	A	第一種中高層住居専用地域	46	43		
5	泉玉露五丁目地内 (山下公園)	B	第一種住居地域	45	42		
6	中之作字大畑地内 (中之作公園)	B	第一種住居地域	54	43		
7	勿来町関田西一丁目地内 (勿来関田西公園)	B	第一種住居地域	50	43		
8	錦町中央三丁目地内 (錦中央三丁目公園)	B	第一種住居地域	52	41		
9	内郷高坂町1丁目地内 (高坂南公園)	A	第一種低層住居専用地域	53	42		
10	常磐上湯長谷町湯台堂地内 (南が丘公園)	A	第一種中高層住居専用地域	46	41		

(注) 1 類型とは、騒音に係る環境基準の類型を示します。

2 用途地域とは、都市計画法に定める用途地域を示します。

3 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯を示します。